



愛知県 板金工業組合

名古屋市熱田区西郊通3-3 電話(681)4734番 発行者 山口音吉

第一回金融委員会

十一月七日に開く

二年越し懸案の金融委員会は、十一月七日、中村区預宜町の、松下電工営業所会議室に於て、午後二時より開催された。

出席は理事長、専務理事初め常務理事五名と、長尺委員十四名であった。欠席は委員四名である。

会議は先づ山口理事長の挨拶の後、朝日常務理事より左記案件を逐次説明しつつ協議がなされた。

一、金融事業規約審議の件

二、役員選任の件

三、金融事業運営に関する件

四、その他

第一案 金融事業規約審議の件
金融委員会は「愛知県板金工業組合金融事業規約(昭和四二年九月二二日の理事会に於て決定)の第九条によつて設立されたものであるが、委員としてはこの事業運営に最も関係の深い規約であるので、逐条毎に熱心な質疑が繰返された。

尚この金融事業規約は、本年九月十七日の理事会に於て一部改正がなされている。その改正された

処も続いて朗読され併せて協議に入った。前田委員より組合員が金融を要するのは材料仕入等で緊急の場合が予想されるので、第九条の十日迄の申込み、二十日迄に委員会の審議、その後の融資では間に合わないこともあるから、緊急の事態に即した方法を要望した。各委員より賛同の声多く、朝日常務理事より第九条を再訂正して緊急の場合の処置方法を規約に明示する旨の答弁あり、栗田専務理事より、来るべき理事会に提案することを約した。その他の各案に二、三の質問があったが大差なく全案承認した。

第二案 役員選出の件
栗田専務理事より理事長に、規約第九条第四項により理事長の委嘱する委員名の発表を要望、理事長より副理事長、専務理事及び常務理事を推せん委嘱する発表があった後、朝日常務理事より役員の出目につき如何すべきかを詰った処、前田委員、加藤委員外数名より、委員長として朝日常務理事が

適任として指名した。栗田専務理事よりは先づ委員長を選出して、その委員長の指名により副委員長、常任委員を選ぶべきが適当な旨の発言あり、一回賛成、朝日常務理事は委員長は常務理事級から選ぼう、支部から推薦された委員のうちから選ぶべきであるとして固辞されたが委員からの就任の要望も多く遂に委員長を受任、挨拶があった。続いて朝日常務理事より委員長として、運営の便宜上から副委員長は名古屋市中から選ぶ、常任委員は名古屋より三名、東河、西三河、知多、尾北各方面より一名づつ計四名を選出した旨の申出で、各委員承認した。

第三案 金融事業運営に関する件
第九条 金融事業運営に関する件
各委員から意見が多く出され活発な討議が続いた。要点的の通りである。

一、事業開始について
この十一月より直ちに実施したい。

先づ粗目についての案や準備も

なされていないので、次年度にすべきである。

今年度中に準備を完了して次年度頭初より実施すべきだ。

実施期日は来る理事会の決議に従う。

二、金融について
いわゆるれつきの悪質な組合員からの申入れをどうするか。

以上七委員会は終始熱心に協議され午後四時三十分終了した。

理事会・長尺委員会
十一月二日開催

鉄骨建築に...
富士波ラスシート
東邦シートフイルム株式会社
名古屋営業所 ☎(582)〇〇四一

（理事長、長尺委員会の開催は、本号縮切り後のため会議の内容は次号で報告します）

金融委員氏名

委員長 朝日 松信(委嘱)

副委員長 日比野定雄(東北)

前田 義雄(熱田南)

加藤 喬次(名古屋西)

近藤 健一(一中)

大須賀田雄(中川港)

足立 永治(東三)

澤田米次郎(刈谷)

青木 計男(知多)

樽井 神夫(一宮)

加藤 千詞(瑞穂)

二村文次郎(瑞穂)

伊藤 義三(緑)

林 吉三郎(岡崎)

高倉 和孝(瀬戸)

富田 金雄(犬山)

藁川 光春(江南)

坂野 義雄(西春)

柴田 清治(祖父江)

栗田 政雄(委嘱)

村田 藤一(一宮)

島居 留吉(一宮)

近藤 良一(一宮)

後藤 多三(一宮)

組合員である限り保証人があれば断りきれないのではないかと、人情を超越して断るべきである組合の規定以上の資金借入申込みはどうか。

そのときは規約第十五条によって厳禁する。

三、長尺屋根材料並に副資材に関する件

四、その他

当日東海銀行作製の映画「マネーシメントシリーズ 第二編 「あなたも管理職者 労務編」を会場において映写、見学する。

一、失業保険の取り扱いに関する件

二、金融事業規約改正の件

三、金融事業運営に関する件

四、全日板連大会参加に関する件

五、全日板連大会 影響を推薦の件

六、その他

長尺委員会

一、長尺屋根施工標準価格制定に関する件

二、関連工事施工会社および団体との連絡協議に関する件

好光印
盛久印
盛光印
板金工具・キカイ

庄近藤商店

名古屋熱田区西郊通日比野電停前
電話(671)一六五五・五五一六

株式会社 水原鉄工所

新住所 大阪市港区波除1丁目4番78号
TEL06-573-7071~4
大阪環状線弁天町駅下車北へ6分

仙台出張所 仙台市長町字新田北通53-5
TEL0222-34-2579

ロール成型機と板金機械工具
(丸はぜ瓦棒万博セール実施中)



組合の仕事
は骨の折れる
ことである。
選ばれてその
役員になり運
営に当る以
上、第一に組合員の利益のため
のことをしなくてはならない。

二歩前進・一歩後退

困難な組合運営

定款第一條の目的が経営の安
定と合理化である。そしてその
目的による事業がなされている
わけであるが、只今実施されて
いる事業のどれ一つを取り上げ
ても、それぞれ困難な問題
が含まれているのである。それ
は何かというと「板金業者と
いふよりも、業態の相違が
あるから」以外ならぬ。最も困
ることは確かである。
労働保険の内の一人親方の取
扱ひ、健康保険における日雇勞
働者保険の取扱ひ。この二つを
もつてもこの組合が、「中
小企業団体の組織に関する法律
第五條に規定する中小企業者」
のものと異なるかどうか。
「近日常態に至る金融事業にし
ては向かという同じ板金業者と
も異なる者」「銀行で相手にし
ては向かという同じ板金業者と
も異なる者」
事情から買ひつけぬ「約手等
の分割に困っているもの」、救済
という意味もある。
長尺委員会にしても、屋根施
工価格の標準を要望する声が多
いが、さてその基準をどこに置
くかとなると、余りにも業態の
一歩先の計画をたてつつ、尚か

大小の差があり過ぎて適確な数
字が出にくい。
軌道にのって成績を挙げている
職業訓練の事業も又、その改
正が迫って各事業主の業態によ
るむづかしい問題を目前にして
いる。
このような現実の下において
業者のための組合である以上、
いかにしてその改善発達を図り
労働者から企業者への道を開き
社会福祉を推進させ、幸せな生
活へ導いてゆかか組合役員
の使命がかかっている。
当初に述べた「骨の折れる仕
事」は全くその通りで、無給無
報酬の役員が絶えず理想を持ち
一歩先の計画をたてつつ、尚か
つ末端の業者の落伍のないよう
に事業を運営しなければならな
い。
組合の仕事はそう希望通り進
むものではない、常に一歩前進
一歩後退、理想と反省と交互に
かみ合いつつ本来の目的に進ん
でゆくものである。
本間に御苦勞様なことだ。
組合員の皆さん、懸命に努め
ている役員のためにできるだけ
の協力をして頂きたい。その協
力があってこそ役職も遂行され
組合の成果も挙がり、犠牲的な
日常の奉仕も忘れて「労働の酬い
となるものであるから」。

愛知県板金工業組合

金融事業規約

42・9・21 制定
43・9・17 改正

- 第一条 本組合定款第三章第九條の規定による組合員に対する事業資金の貸付（手形割引を含む）及び組合員のためにその借入事業についてこの規約の定めるところによる。
- 第二条 資金の借入については必要な手続きについては、その関係金融機関と協議して定める。
- 第三条 理事は資金の借入に際し連帯保証をしなければならない。
- 第四条 組合は組合員の申込みがあったときは、この規約の定めるところにより組合における融資に充当し得る資金の範囲内で事業資金の貸付を行う。
- 第五条 貸付の期間及び償還の方
- 第六條 貸付の期間及び償還の方
- 第七條 法は組合借入れの条件等によつてその都度定める。
- 第八條 貸付限度は総代会の議決による。
- 第九條 一、本委員会を組合員への融資の審査、多額の割引を含む

- の円滑なる遂行を図るをもつて目的とする。
- 二、本委員会は定款第六三條により理事会の諮問機関として設置する。
- 三、本委員会は組合員の借入手形割引等の申込みについては組合において定められたる処により慎重に信用程度、営業状況、貸資金の使途を調査審議し理事長に答申する。
- 四、本委員会には次の委員をおよび常任委員を置く。
 - 委員 二〇人以上 三〇人以内
 - 常任委員 七人
- 委員は各支部より推薦された組合員および理事長より委嘱された組合の役員
- 常任委員は委員会において互選される
- 五、本委員会には次の役員を置く
 - 委員長 一人
 - 副委員長 二人
- 委員長は本委員会を代表しその業務を執行する。副委員長は委員長を補任し委員長が事故または欠員となるときはその職務を代理する。委員長、副委員長は委員会において委員のうちより選任する。
- 六、委員の任期は二年とし再選を妨げない。補欠により選任されたものの任期は前任者の残任期間とする。
- 七、委員長は必要に応じて委員会を招集して議長となる。
- 八、金融の申込みは毎月一〇日迄とし、事務局に於て整理して二〇迄に金融委員会を開催する。この委員会には正副委員長及び常任委員とする。その他重要事項ある場合は委員全員を招

ウールバックン付 チタンメッキ 強力フックボルト 屋根工専用附属金物 製造販売

長尺瓦棒を 確実に施工する プレセットネール

JISマークが保証する スクローキング

三洋工業株式会社 名古屋営業所 名古屋南区南陽通1の14 TEL 691-0325(代)

全国に伸びる アイデアの扇印製品

ステンレスパネル板 金属タイル板 金属パネル板 長尺雨樋

カラー組立雨樋

安田金属株式会社 本社 大阪市北区曾根崎上2の19 TEL大阪06-361-3074 工場 尼崎第一・第二・第三・横浜

九、緊急を要すると認められる金融申込みについては前項によらず臨時委員会を開催する。

十、本委員会に要する費用は組合において交付する。ただし本委員会の会議出席のために要する費用は交付しない。

(貸付方法)

第十條 貸付は手貸付証または書質付とし金融委員会の認めたる証人一人以上の連帯保証をなければならぬ。ただし保証人のうち一人は組合員であることを要する。

尚必要ありし認めたるは担保を徴するを得る。

(調査資料の提出並びに秘密保持)

第十一條 借入の申込みをした組合員は委員会より要求があれば委員会に対し最近の貸付借対照表、損益計算書、その他営業内容の判断に必要な帳簿、その他証拠書類を提出しなければならない。

第十二條 金融委員は融資以外の目的のために金融事業による秘密をもちつてはならない。

(貸付金の返済方法)

第十三條 一、貸付金の返済方法並びに貸付の期間、利息および手数料は総代会の定めるところによる。

二、返上している場合は限度内と言ふも重くして融資を受けることばできない。

(雑則)

第十四條 組合員が貸付金の返済を終了しない前に脱退申出または除名により組合を脱退したときはそのとき金額を払込まなければならない。

第十五條 本組合の規約に定める範囲を超えて融資を受けたい組合員に対しては、金融委員会において審査の上、商工組合中央金庫、金融機関に斡旋することができ、そのとき理事は連帯保証をしない。

年単位、脱退年単位及び毎月の就業状況(適用事業所、非適用事業所)を記録した組合員名簿を備え付けなければならない。

二、乙は法の定める健康保険印紙受払報告書を提出する際、これにあわせて、組合員別紙ちよう付状況調査書及び組合員増減調査書を甲に提出しなければならない。

保 険 料

第六條 乙は組合員が擬制適用事業所に就労した場合において、保険料を納付する義務を負うものとする。

二、乙は前項の納付義務を負うほか、組合員が適用事業所又は擬制適用事業所に就労したことにより被保険者手帳にちよう付された健康保険印紙が一月につき二〇枚に満たない分の保険料を納付しなければならない。

三、乙が納付する保険料はすべて第一級の健康保険印紙によるものとする。

受給資格の確認

第七條 組合員が受給資格の確認を受けるには、その申請をした日の属する月前の組合員であった各月において、二〇日分の保険料が納付されていなければならない。

二、乙は毎月五員以上の被保険者手帳及び受給資格者票を一括して甲に提出し、当該月に係る受給資格の確認を受けなければならない。

三、第二項の確認については、組合員のうち第一項の要件を具備しないものがあるときは、組合員総員について、行なわれないものとする。

規約の認可

第八條 覚書に定める事項を実施するため、乙はその代表する組合の綱領若しくは規約又はこれに準ずべきものを作成し、甲の認可をうけなければならない。

質 問 検査等

第九條 甲は必要があるときは、乙又は組合員に対して文書その他の物件の提示若しくは提出を命じこれらの者から報告を求め、又は当該職員に事業所に立ち入つて、組合員その他の関係人に質問させ、若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

規定外事項の指示

第十條 甲は必要があるときは、乙に対して法及びこの覚書に定めのない事項について指示することができる。

日雇労働者健康保険

擬制適用の覚書の改正

日雇健康保険の運営については、愛知県厚生部保険課長と、当組合理事長との間に締結された覚書に基いて行なわれておりましたが、皆保険承知の通りであります。本年十月よりの覚書の内容が次の通り改定になりましたのでお知らせします。

覚 書

愛知県厚生部保険課長(以下甲とす)と名古屋板金工業組合代表者(以下乙とす)は、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二〇七号、以下法という)の擬制適用を行なうことに関して、この覚書を取りかわし、その条項の履行を確約する。

擬制適用事業所

第一条 乙の代表する組合は、甲

乙双方がこの覚書を調印成立させたときをもって、法第六条に掲げる事業所(以下適用事業所という)として法の適用を受けるものに擬制する。

二、乙の代表する組合の構成員(以下組合員という)が適用事業所以外の事業所に就労した場合においては、これを前項により擬制された事業所(以下擬制適用事業所という)に就労したものとみなす。

乙がその代表する組合に加入させようとする者があるときは、前条の承認を受けるため、組合員加入承認申請書を甲に提出しなければならない。

二、乙は組合を脱退した者があるときは、五日以内に、その氏名脱退の日及びその事由等を記載した届書を、甲に提出しなければならない。

帳簿等

第五條 乙はその事務所に組合員の氏名、性別、年令、住所、加入年月日、脱退年月日及び毎月の就業状況(適用事業所、非適用事業所)を記録した組合員名簿を備え付けなければならない。

二、乙は法の定める健康保険印紙受払報告書を提出する際、これにあわせて、組合員別紙ちよう付状況調査書及び組合員増減調査書を甲に提出しなければならない。

規約の認可

第八條 覚書に定める事項を実施するため、乙はその代表する組合の綱領若しくは規約又はこれに準ずべきものを作成し、甲の認可をうけなければならない。

質 問 検査等

第九條 甲は必要があるときは、乙又は組合員に対して文書その他の物件の提示若しくは提出を命じこれらの者から報告を求め、又は当該職員に事業所に立ち入つて、組合員その他の関係人に質問させ、若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

規定外事項の指示

第十條 甲は必要があるときは、乙に対して法及びこの覚書に定めのない事項について指示することができる。

富士長尺瓦棒

富士長-75

富士長75は全く新しいアイデアにより完全水密性をもつ屋根・壁材です

富士長尺金属製 名古屋営業所

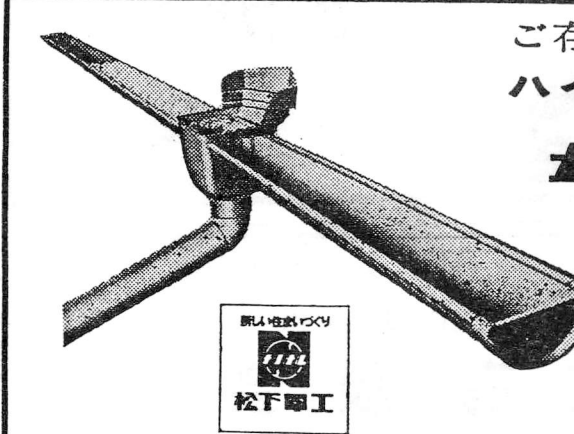
TEL 461-6261

本社/東京都中央区日本橋 江戸橋3-7松本ビル
営業所/東京・大阪・福岡

ご存じ!! ハイ丸に大型120×75誕生!

施工が簡単な <ノリなし方式> <パッチン方式>

お問い合わせは 松下電工株式会社・名古屋化成品営業所 名古屋市中区上飯田南町2-61 TEL911-8331(代)

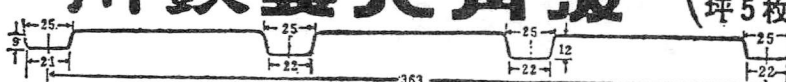


トタン板 平浪 長尺
 一般鋼材 鉄板 シャリング加工
 三晃式 瓦 棒 成型 加工
 有限 武豊屋商店
 電話 半田 (21) 5351代
 半田市栄町4-166

第一十一条 甲乙又は組合員が法又はこの覚書の定めるところに違反したときは、覚書を破棄することができ、
 二、乙は覚書の破棄にともなう一切の責任を負うものとする。
 覚書の失効
 第十三条 関係法令の改廃等により、この覚書に定める条項の全部又は一部を行なうことができなくなったときは、この覚書は効力を失うものとする。
 法の適用
 第十三条 この覚書に定める条項のほかは、法の定めるところによるものとする。
 覚書の有効期間
 第十四条 この覚書は、昭和四十二年十月一日から、一ヶ年間効力を有するものとする。この覚書成立の証として、本覚書一通を作成し、双方記名調印のうえ、各一通をそれぞれ所持するものとする。
 昭和四十三年十月一日
 甲、愛知県民生部保険課長
 乙、地方事務官 池田舜一
 丙、組合代表者
 住所 名古屋市中区西郊通三丁目三番地
 丁、目録番地
 氏名 名古屋板金工業組合
 組合長 山口吉吉

日雇労働者健康保険の擬制適用の運営については、愛知県民生部保険課長と、本組合の理事長との間に締結されている覚書に基づいて行なわれておりますが、本年十月一日付をもってその覚書の一部が改定された上に、左記のように指しがありました。
 記
 一、組合代表者(以下乙という)は覚書第四条第一項の規定による組合に加入させようとするものがあるときは、様式第一号による組合加入承認申請書を提出すること
 二、愛知県民生部保険課長(以下甲という)は二により申請書受理し、承認したときは、様式第二号による組合加入承認通知書を送付すること
 なお組合が入年月日は、申請書を甲が受理した日が月の二十日前であるときは、その月の初日とし、二十日以降であるときはその翌月の初日とする。
 三、一により新規加入者があるときは、様式第三号により日雇労働者健康保険者手帳交付申請書によること。
 四、日雇労働者健康保険被保険者手帳の更新を要するものがあるときは、様式第四号による日雇労働者健康保険被保険者手帳更新交付申請書によること。
 五、覚書第四条第一項の規定により組合を脱退した者があるときは、様式第五号による組合脱退届を提出すること。
 六、覚書第五条に規定する組合員
 七、
 八、覚書調印成立後の甲の事務は乙の事務所(支部設置組合については支部の事務所)の所在地を管轄する社会保険事務所とする。
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、
 二十一、
 二十二、
 二十三、
 二十四、
 二十五、
 二十六、
 二十七、
 二十八、
 二十九、
 三十、
 三十一、
 三十二、
 三十三、
 三十四、
 三十五、
 三十六、
 三十七、
 三十八、
 三十九、
 四十、
 四十一、
 四十二、
 四十三、
 四十四、
 四十五、
 四十六、
 四十七、
 四十八、
 四十九、
 五十、
 五十一、
 五十二、
 五十三、
 五十四、
 五十五、
 五十六、
 五十七、
 五十八、
 五十九、
 六十、
 六十一、
 六十二、
 六十三、
 六十四、
 六十五、
 六十六、
 六十七、
 六十八、
 六十九、
 七十、
 七十一、
 七十二、
 七十三、
 七十四、
 七十五、
 七十六、
 七十七、
 七十八、
 七十九、
 八十、
 八十一、
 八十二、
 八十三、
 八十四、
 八十五、
 八十六、
 八十七、
 八十八、
 八十九、
 九十、
 九十一、
 九十二、
 九十三、
 九十四、
 九十五、
 九十六、
 九十七、
 九十八、
 九十九、
 百、

後記
 秋深し降は向をする人ぞ
 秋の気配が濃くなって参りました。朝晩肌寒く、日も短かく、動き易い季節ながら作業能率のあがらない昨今です。秋行の候、夫々に旅行等での慰安も行なはれたことと思えます。遊びは本来休養の道ですが、旅は可成り気疲れのもので折角の保養のためのものが逆効果にもなりかねないものです。旅行車の長途旅行はお気を付け下さい。
 毎日の屋外作業で梯子の昇り降り足場、棧橋等の床板(みち板)の往復を繰返していても、習慣は悪いもので多少の疲労も感じない日慣なのですが、たまには休日の行事で反って疲れてしまふことが多いようです。
 正月も後二カ月、来るべき歳に向って段々寒くなる一日一日を元気に動いて下さい。
 なお十七号(十一月二十日)は年末になるので新年号として、切の発行し、お急ぎを願います。

早い施工・美しい仕上り・低廉な価格
川鉄長尺角波 (新型) 坪5枚

 発売元 川鉄商事株式会社 成型工場 合資会社 栗田板金工業所
 TEL (052) 582-5251 TEL (052) 721-0331
 取扱店
 (株)浅野修一商店
 (有)武豊屋商店
 (株)名古屋下村商店
 (株)富士商店
 (株)吉田商店

油性コーキング材なら 467077
パンパール
 10有余年の経験から生れた
 カートリッジ型
 製造元 **建材化工株式会社**
 名古屋千代区舎人町4番地
 TEL 941-6770
 発売元 **中央建材工業株式会社**
 名古屋市中区南久屋町3の12
 TEL 251-3541

プレス・シーヤー
 各種 鋳金機
 ロール・折曲機
 と 工具製作販売
野口機械工業有限公司
 名古屋市中区長岡町1の27 TEL 052(321)1765・6743・1103